

女性の活躍促進プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 女性がその能力を十分に発揮して経済・社会に参画する機会を確保することで、大阪市を活性化することを目的として、女性の活躍促進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企業、地域などあらゆる分野で女性の活躍を促進するための具体的な施策に関する事。
- (2) 企業、地域などあらゆる分野で女性の活躍を促進するための行動計画策定に関する事。
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要な事項。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは別表に掲げる職にある者をもって、それぞれ充てる。

- 2 プロジェクトチームに委員長及び委員長代理を置く。
- 3 委員長は市民局担任副市長、委員長代理は市民局長をもって、それぞれ充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。

- 2 委員長代理は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトチームの会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 プロジェクトチームの円滑な運営を図るために、女性の活躍促進プロジェクトチーム幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

- 2 幹事は、本市職員の中から委員長が指名する。
- 3 幹事は、プロジェクトチームの所掌事務について、委員長、委員長代理及び委員を補佐する。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席

を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 特定の課題について委員長が必要と認めるときは、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループメンバーは、委員長が本市職員から指名する。

3 委員長が必要と認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第8条 プロジェクトチームの設置期間は、設置された日から平成27年3月31日までとする。

(有識者からの意見聴取)

第9条 プロジェクトチームは所掌事務について、学識経験者等の有識者から意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第10条 プロジェクトチームの庶務は、市民局において処理する。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

別表

委員長	市民局担任副市長
委員長代理	市民局長
委員	人事室長
委員	城東区長
委員	平野区長
委員	経済戦略局長
委員	こども青少年局長
委員	教育長
委員	こども青少年局理事兼市民局理事
委員	市民局市民部長